

## 人民裁判所法

## (改正版)

## 第I編

## 総則

## 1条 (改正) 目的

この法律は、裁判所の業務実施が質、効率、効果を持ち、判決検討ならびに事件審査などの法的措置の実施において、迅速、透明、プロセスを踏んで、正しく公平に実施されることを保証するため、人民裁判所の実施、行動、管理、モニタリング、調査に関する原則、規則ならびに処置を規定するものであり、事件当事者の正当な権利と利益を保護することに狙いを定め、社会に秩序を持たせ、社会-経済の継続的な拡大に貢献する。

## 2条 人民裁判所

人民裁判所は司法機関であり事件の判決を検討する業務を遂行する。

ラオス人民民主共和国では、法律を尊重し厳格に実施するという原則に基礎を置き、判決を検討し、事件の判決を出す権限があるのは裁判所のみである。

## 3条 (改正) 用語の定義

この人民裁判所法の中で使用されている用語の意味は以下の通りである。

- ພະນັກງານສານປະຊາຊົນ「人民裁判所職員」とは、裁判所長、副所長、裁判所委員長、裁判所副委員長、裁判官、裁判官補、裁判所書記官、技術職員ならびに運営職員のことである。
- ຄໍາຕົກລົງຂອງສານ「裁判所の決定」とは、裁判所の命令、処分、第一審判決、上級審判決を意味する。
- ຄໍາສັ່ງຂອງສານ「裁判所の命令」とは、財産の押収命令あるいは差押命令、事件終了命令、逮捕命令、その他の命令など、事件手続を進めるに関して裁判所が出す決定の一つである。
- ຄໍາຂໍ້ຂາດຂອງສານ「裁判所の処分」とは、裁判所、裁判部の権限による処分に関する「裁判所の決定」の一つの種類である、事件の審査を受け付けない、死刑判決を受け入れないその他などである。
- ຄໍາຕັດສິນຂອງສານ「第一審判決」とは、第一審裁判での判決である。

6. ຄໍາພິພາກສາຂອງສານ「上級審判決」とは、再審ならびに破棄審での判決という意味である。

7. ຄູ່ຄວາມ「事件当事者」とは、事件における第三者を含む原告と被告を意味する。

8. ຜູ້ປົກປ້ອງອື່ນ「他の保護者」とは、訴えられている者あるいは被告、失踪者、民事事件における原告、あるいは民事における責任者の正当な権利と利益を保護するため、事件手続を進めるに際して委任を受けまたは法律に沿って参加している者で、弁護士、組織機関の代表、夫あるいは妻、父、母、保護者あるいは近い親戚である。

9. ທະນາຍຄວາມ「弁護士」とは、法律に沿って法律面における援助をして、事件当事者の正当な権利と利益を守るために、事件手続を進めるに際してこれに参加するように任命された個人を意味する。

10. ພາຍຮຽກຂອງສານ「裁判所の召喚状」とは、事件手続を進めることについて原告、被告、第三者、証人ならびに他の参加者を、召喚状の中で規定された日にち時間と場所に召喚するために裁判所から出される文章である。

11. ປະເພນີສານ「判例」とは、法律が明確に規定していないところの刑事裁判の中のある問題に関する最高人民裁判所の判決であり、法律が規定していないまたは法律で規定されているが明確ではない処の民事、商業、労働、行政、家族ならびに少年事件であり、人民裁判所の各裁判所がこの判例を拠り所として裁判を実施するためのものである。

12. ຈໍາສານ「裁判所書記官」とは、裁判部の委任に沿って、事件書類を作成し管理する、供述の記録、法廷帳の用意と記録ならびにその他の業務に於いて裁判部を補助するために任命された職員である。

13. ຄໍາຕັດສິນທີ່ໃຊ້ໄດ້ຢ່າງເດັດຂາດ「確定判決」とは、原告、被告、第三者が控訴請求、破棄請求しなかった、あるいは人民検察院が反対提案していない第一審判決、控訴審の判決と、(パーク) 地域高等人民裁判所ならびに最高人民裁判所の破棄審判決である。

## 4条 人民裁判所の業務に対する政府の政策

国は、判決の検討ならびに事件の判決を迅速に、公明正大に、正しくならびに社会の正義を保証するために、政策、規則、法律を作り、予算を提供し、人材を供給し、乗り物を揃え、本当の能力に相

## 裁判所法

応しいインフラを整備することによって、裁判所の業務活動を援助して便宜を図る条件を整える。

国は、法律の広報宣伝、研修教育を促進、援助し熱心にこれらを実施し、国民が法律を知り、理解し、司法活動にアクセスできるようにする、それと同時に移動裁判所の実施に便宜を図る。

### 5条 (改正) 裁判所の判決審理段階

人民裁判所の判決は以下のように3つの段階がある

- 第一審
- 控訴審
- 破棄審

当事者双方が認諾している事件、刑事訴訟法の中の規定で軽犯罪事件あるいは訴額が高くない事件、少年事件ならびに民事事件の事件手続は、第一審の裁判そして控訴審だけの事件審査になり、破棄請求をすることができない、ただし、合議体の構成、裁判所に管轄がないあるいは裁判所が持っている管轄を超えて判決を出した、法廷での審問手続(タイスワン)の原則の違反、発生した事件の解釈あるいは法律適用の原則の違反などの法律違反があった場合で、控訴審での裁判長の賛成合意が得られる場合のみ、破棄審に上告できる。

ケート人民裁判所<sup>1</sup>は証拠資料と法律に沿って、第一審裁判所として判決を出す。

ケート人民裁判所の権限で扱えない事件を県・都人民裁判所は証拠資料と法律に沿って、第一審裁判所として判決を出す、あるいは、ケート人民裁判所が第一審判決を出した事件で、事件当事者により控訴請求がなされた、あるいは人民検察院により第一審の判決に対して反対提言がなされた事件を控訴審として審理する。

(パーク)地域高等人民裁判所<sup>2</sup>は、証拠資料ならびに法律に沿って、県・都人民裁判所および少年裁判所が第一審判決を出した事件で、事件当事者によって控訴請求された、あるいは人民検察により判決に対して反対提言されたものを、控訴審として審理する、(パーク)地域(パーク)地域高等人民裁判所は、県・都人民裁判所が判決を出した事件で、事件当事者により破棄請求されたあるいは人民検察院により反対が提言されたものを法律面における破棄審として審理する。

最高人民裁判所は、法律面において破棄審として、(パーク)地域高等人民裁判所ならびに高等軍事裁判所が控訴審として判決を出した事件で、事件当事者により破棄請求がされた、あるいは人民検察院ならびに軍検察により反対提言があった事件に対して判決を出す。

### 6条 保護

事件に対する法的措置を進めるに際して、これに参加する人を含めて裁判官、人民裁判所職員は法律に沿って、生命、健康、自由、

名声、個人の財産あるいは家族の財産に対する復讐、抑圧から保護されなければならない。

### 7条 海外協力

捜査ならびに証拠収集業務を進展させ、第一審判決ならびに上級審判決に質と公明さを持たせ、ならびに、ラオス人民民主共和国が加盟している条約や国際協定実施を含めて、社会における正義を保証するために、政府は人民裁判所の業務に関する外国、国際地域ならびに国際社会との交流と協力を援助している、これは知識経験、情報データ、テクノロジー、研修あるいはセミナーの交換を通じての法律と司法面における協力であり、これにより技術面での知識や能力を向上させる。

## 第II編

### 裁判所における事件手続の基本原則

#### 8条 (改正) 裁判所における事件手続の基本原則

裁判所における事件手続を進めるに際して以下の原則に沿って実施すること。

1. 法律と裁判所に対して国民は平等であるということを保証する。
2. 裁判で事件を争う場合は、国民の権利を保証する。
3. 裁判において事件手続を進めている時の独立を保証する。
4. 事件の審理において法律を尊重して施行する。
5. 合議体による審理を保証する。
6. 事件手続を進めるに際してはラオス語を使用すること。
7. 事件の法廷審理が公開されることを保証する。
8. 確定判決を厳格に尊重し施行する。

#### 9条 法律と裁判所に対しての国民の平等

ラオス国民は、法律と裁判所に対して平等であり、性、種族、民族、経済ならびに社会面での地位、言葉、学歴、職業、信仰、地域などによる差別はない。

ラオス国民は民事における紛争に関して裁判所に訴える権利がある、そして刑事違反があった時は、捜査機関あるいは人民検察院に対し訴える権利がある。

法律で他に規定されていなければ、ラオス人民民主共和国の領域にいる外国人、永住外国人ならびに無国籍者はラオス国民と同じ権利を持つ。

#### 10条 (改正) 事件を裁判で争う際の権利

ぶ広域に設置させる高等裁判所のことである。2019年現在、北部、中部、南部の3つの地域高等裁判所が存在する。

<sup>1</sup> ケート人民裁判所とは、複数の郡からなるケート(地区)に設置される裁判所のことである。

<sup>2</sup> (パーク)地域高等人民裁判所とは、パークと呼

刑事事件で訴えられた者ならびに民事事件における事件当事者は、自身の正当な権利と利益を守るために、自分自身あるいは保護者あるいは弁護士によって事件の裁判を争う権利を有する。

法的措置を進めるに際しての弁護士あるいは保護者の参加規定は、弁護士法、刑事訴訟法、少年事件訴訟法ならびに民事訴訟法の中で規定されている。

### 11 条 裁判所の独立

事件の審問（タイスワン）と判決審理において、裁判所は独立し厳格に法律に沿って実施する。

### 12 条 （改正）法律に沿った事件の審理

事件の審理において、裁判所は証拠によって厳格に法律に沿って実施しなければならない。法律の中で規定されていないある問題があった場合は、裁判所はその問題を法律正義の原則ならびに判例に合致させて判決を出さなければならない。刑事法の中で規定されていない、あるいは、他の刑事罰を規定している法律の中で規定されていないある行為については、刑事罰を科する判決を出すことができない。

刑事事件の中のある問題に関する最高人民裁判所の判決で、法律は明確に規定していない、民事事件、商業事件、労働事件、行政事件、家族事件ならびに少年事件で法律が規定していない、あるいは法律の規定はあるが明確ではないものは、判例であると見なして、各級の人民裁判所は、この問題が法律の中で規定されるまで判例にしたがって裁判の実施をしなければならない。（パーク）地域高等人民裁判所の廃棄審判決は、最高人民裁判所の合意が有る時に限り、判例とすることができる。

### 13 条 （改正）合議体での事件審理

最高人民裁判所の合議体、（パーク）地域高等人民裁判所の合議体、県・都人民裁判所の合議体、ケート人民裁判所の合議体ならびに軍裁判所の合議体は、3人の裁判官により構成される、そのうちの一人は裁判長で後の2人は陪席である。軽犯罪事件、軽微な、訴額が高くない、あるいは原告と被告がすでに認諾している場合は、単独裁判官で第一審の判決審理を行う事ができる。

合議体の決定は多数決による。

事件判決の審理には秘密が保証されなければならない。

単独裁判官による判決審理は別規定中で規定する。

### 14 条 事件手続きに使用する言語

事件手続きに際してはラオス語を使用すること、事件手続きに参加するラオス語を知らない者には通訳を通して自身の言語あるいは他の言葉を使用する権利がある。

### 15 条 公開法廷における事件の審理

事件が政府のあるいは社会の機密に関するもの、ならびに少年事件で秘密に裁判を進めなければならない事件を除いて、法廷における事件の審理は公開の形で実施されなければならない。

### 16 条 （改正）裁判所の決定の効力

裁判所はラオス人民民主共和国を代表して決定を出す。

確定した人民裁判所の判決文に対しては、各党組織機関、政府組織機関、建国戦線、大衆組織機関、社会組織機関、企業ならびに各国民はこれを尊重しなければならない、個人ならびに関係する機関は、憲法98条の中で規定されているように厳格に実施しなければならない。

確定した人民裁判所の判決文は強制実行効力を持つ、新証拠の発見など法律の中で規定されている再審請求する権利などの特別な場合を除いて、いかなる変更を加えてはならない。

## 第 III 編

### 人民裁判所組織

#### 第 1 章

#### 位置、役割、権利と責務

### 17 条 人民裁判所の位置と役割

人民裁判所は司法機関である、その役割は判決審理、事件判決を出し、国民の教育啓発に目標を置き、国民に愛国心を持たせ、人民民主共和体制を愛し、革命運動、政治体制、経済、文化-社会、党の組織機関、政府の組織機関、建国戦線、大衆組織機関、ならびに社会組織機関の成果を保護し拡大させる、国民の正当な権利と利益を保護し、正義、治安ならびに社会の秩序を保証し、法正義を増やし、法律違反を制限し、ならびに防止する。

### 18 条 人民裁判所の権限と責務

人民裁判所は以下のような権限と責務を持っている。

1. 教育啓発、係争当事者の調停、事件判決の審理。
2. 規則、法律の宣伝、普及、犯罪を起こさせる原因と条件の究明、制限。
3. 政治面の知識、順法意識の向上ならびに国民の法律実施を高める。
4. 自身の業務を実施するにあたって国内外の関係機関と調整協力する。
5. 自身の責任範囲に沿って司法ならびに法律に関して外国と関係し協力する。
6. 活動を総括、報告し、そして定期的に上層部に対する自分の責務を果たす。

#### 第 2 章

#### 組織制度

### 19 条 （改正）人民裁判所の組織制度

ラオス人民民主共和国の人民裁判所の組織制度は以下のよう

1. 最高人民裁判所

## 裁判所法

2. 地方人民裁判所は以下のように構成されている

- (パーク) 地域高等人民裁判所
- 県・都人民裁判所ならびに少年裁判所
- ケート人民裁判所

3. 軍裁判所

国民議会常務委員会の合意に沿ってセクションに沿って特別裁判所が設置されることがある。

### 20 条 最高人民裁判所

最高人民裁判所は、ラオス人民共和国の最高判決機関である、事件判決を出す、組織面における管理、専門分野における運営、検査、法律の中で規定されたように、全国における地方人民裁判所と軍裁判所の活動、業務実施を指揮する役割を持つ。

最高人民裁判所は首都ビエンチャンに所在する。

### 21 条 最高人民裁判所の権限と責務

最高人民裁判所は以下の権限と責務を持つ。

1. 最高人民裁判所は法律面において、(パーク) 地域高等人民裁判所ならびに (パーク) 地域高等軍事裁判所が控訴審として審理した事件で、事件当事者に破棄請求されたあるいは人民検察ならびに軍検察院によって反対提言がなされた事件を破棄審として審理する、
2. 命令、処分、第一審判決ならびに上級審判決で確定したものを再審として審理する。
3. 判例について助言する、自分が責任を持つ法律分野の内容を、地方人民裁判所ならびに軍裁判所に説明する。
4. 人民裁判所ならびに軍裁判所が事件に対する法的措置を進めているのに際して、法律面における正当さと統一について助言と検査をする。
5. 全国における裁判所の管轄に関して研究する。
6. 各級の人民裁判所と軍事裁判所がそれを理解し正しく実施できるように、人民裁判所裁判官総会の決議の説明文を作成する。
7. 研究業務を指揮し法律案、下位法令案を提案する、国民議会常務委員会に法律の解釈を提言する。
8. (パーク) 地域高等人民裁判所、県・都人民裁判所、少年裁判所ならびにケート人民裁判所に、組織、運営面について指揮し、管理する、そして前述した裁判所の専門面について検査する。
9. 裁判所組織、裁判所整備ならびに裁判所運営の問題に関して必要な対策を立てる。
10. 裁判所の裁判官、裁判官補、裁判所書記官ならびに職員の育成業務を指揮する。
11. 裁判所の業務遂行を検査する、裁判所の実践業務を研究ならびに総括する、裁判統計業務を執行する、裁判統計分析書を作る、その他の業務を行う。
12. 司法と法律業務に関して外国と交流し協力する。
13. 定期的に国会に対して自身の活動ならびに業務遂行を総括し、報告する。

14. 法律の中で規定されているように、その他の権限の行使と責務を遂行する。

### 22 条 (改正) (パーク) 地域高等人民裁判所

(パーク) 地域高等人民裁判所は、人民裁判所制度の中の一つの裁判所で、県・都人民裁判所、少年裁判所が第一審として判決を出した裁判で、事件当事者によって破棄請求された、あるいは人民検察院によって反対提言された事件を控訴審として法律的な措置を進め判決を出す役割を持つ。

国民議会常務委員会の合意に沿って、(パーク) 地域高等人民裁判所は、首都、またはいくつかの県を管轄し、首都あるいはいずれかの県に設置する。

### 23 条 (パーク) 地域高等人民裁判所の権限と責務

(パーク) 地域高等人民裁判所は以下の権限と責務を有する。

1. 命令、処分ならびに事件当事者に控訴請求されたあるいは人民検察院に反対宣言された県・都人民裁判所ならびに少年裁判所が第一審として判決を出した事件を控訴審として審理する。
2. 事件当事者に破棄請求されたあるいは人民検察院に反対宣言された命令、処分ならびに県・都人民裁判所が控訴審として判決を出した事件を破棄審として審理する。
3. その事件が特別に重要あるいは困難であると判明した時に、規定に沿って裁判所長の賛成をもって、県・都人民裁判所から事件を移送し、控訴審として自身で事件を審理する。
4. 法律の施行における正当性と統一を保証するために、県・都人民裁判所、少年裁判所ならびにケート人民裁判所に法律面のアドバイスと最高人民裁判所の判例を拡大する。
5. 組織面と自身の活動を管理する、自身の責任範囲における下級人民裁判所の専門面を検査する。
6. 業務実施を研究総括する。そして裁判所の統計を収集する。
7. 検査のために、命令、処分ならびに判決を最高人民裁判所ならびに (パーク) 高等人民検察院に提出する。
8. 上層部の委任に沿って司法と法律業務に関して外国と関係を持ち協力する。
9. 定期的に最高人民裁判所に対して自身の活動と業務実施を総括し報告する。
10. 法律の中で規定されているように、権限を行使し、責務を遂行する。

### 24 条 (改正) 県・都人民裁判所ならびに少年裁判所

県・都人民裁判所は、人民裁判所制度の中の一つである、ケート人民裁判所の権限の下にない事件、あるいはケート人民裁判所が最初に判決を出した事件を控訴審として審理する。

各県、首都において、県・都人民裁判所、ならびに少年裁判所が設置される。

少年裁判所は国民議会常務委員会の許可に沿って設置される。

25条 (改正) 県・都人民裁判所、ならびに少年裁判所の権利と責務

県・都人民裁判所は以下の権限と責務を有する。

1. 審理して命令、処分を出す、そしてケート裁判所の権限のない裁判を第一審として審理し判決を出す、あるいは命令、処分ならびにケート人民裁判所が判決を出し事件当事者により控訴請求が出されたまたは人民検察院により反対提言が出された事件を控訴審として審理して判決を出す。
2. 裁判所長の賛成により規定に沿って、ケート人民裁判所より特別に重要あるいは困難であると見られる事件を移送し、自身で第一審の判決審理を行う。
3. 困難で複雑であると見られるケート人民裁判所が第一審として判決を出した事件の書類を（パーク）地域高等人民裁判所に移送し、控訴審として判決審理させる、しかしこれには事前にその（パーク）地域高等人民裁判所長官の賛成が必要である。
4. 法律実施においての正当性と統一性を保証するために、法律面で、そして人民最高裁判所の判例のアドバイスをを行う。
5. 組織面、自身の活動の管理を行う、ならびに自身が属しているケート人民裁判所の専門分野面について検査する。
6. 上層部の裁判所に報告するために、業務責務の実施を研究し総括する、事件の統計収集をする。
7. 検査のために、人民裁判所の上層部ならびに県人民検察院、首都人民検察院に命令、処分、第一審での判決文ならびに控訴審での判決文を送付する。
8. 命令、処分、確定した第一審判決ならびに控訴審判決を、判決執行事務所、ならびに関係する勾留所、留置場、矯正センターならびに矯正施設に送付する。
9. 上層部の委任に沿って司法と法律業務に関して外国と関係を持ち協力する。
10. 定期的の上層部に対して自身の活動と業務実施を総括し報告する。
11. 法律の規定にしたがって、権限を行使し、責務を遂行する。少年裁判所の権利と責務は少年裁判訴訟法の中で規定する。

26条 (改正) ケート人民裁判所

ケート人民裁判所は、人民裁判所制度の中の一つの裁判所である、本裁判所法の 27 条の規定に従い自身の管轄の裁判を第一審として法的措置を進めるにおいて事件判決審理する役割を持つ。

ケート人民裁判所は、社会-経済面での拡大条件、事件の増加に沿って、あるいは国会常任委員会の合意に沿って、地理的状況によって、ある一つの郡、特別区（テーサバーン）、特別市（ナコーン）の中に、あるいは複数の郡、特別区（テーサバーン）、特別市（ナコーン）を統合して一つの地域としてその中に設置する。

国民が容易に裁判所で事件手続に参加できるよう便宜を図るために、ケート人民裁判所の支部部門を、最高人民裁判所長官の合意に沿って郡、特別区（テーサバーン）あるいは特別市（ナコーン）に設置することが可能である。

27条 ケート人民裁判所の権利と責務

ケート人民裁判所は以下の権利と責務を有する。

1. 教育啓発、事件において係争当事者の調停を主な業務とする。
2. 第一審として事件判決審理  
-3億（300,000,000）キープを超えない訴額の裁判ならびに夫婦、子供関係の事件、夫婦婚姻後財産ならびに借金に関する裁判。  
-少年犯罪事件を除いて、法律が3年を超えない懲役と規定する刑事事件。  
-法律の中で規定されたその他の事件。
3. 組織面と自身の活動の管理。
4. 上層部に報告するために、業務責務実施を研究し総括する、事件統計の収集。
5. 検査するために、上層部の人民裁判所ならびにケート人民検察院に命令、処分、第一審の判決、控訴審の判決を提出する。
6. 命令、処分、確定した第一審判決ならびに控訴審判決を、裁判所の判決執行部門ならびに自由剥奪罪に関係する勾留施設、留置所、矯正センターそして矯正施設に送る。
7. 定期的の上層部に対して活動と自身の業務実施を総括し、報告する。
8. 法律の中で規定されたように権限を行使し、責務を遂行する。

28条 (改正) 軍事裁判所

軍事裁判所はラオス人民民主共和国人民裁判所制度の中の一つの判決機関でラオス人民軍の中に設置されたものである。軍の全面的な業務責任の範囲において、武器を用いての国防において、軍事的戦略範囲内でならびに軍隊の軍管区において、将校、兵卒、労働者、国防担当要員ならびに軍隊外の人物に対して発生した犯罪に関して、判決実施と刑事事件判決をする役割がある。

29条 (改正) 軍事裁判所の制度と判決レベル

軍事裁判所は以下のように構成されている

1. 高等軍事裁判所
2. (パーク) 地域軍事裁判所

軍事裁判所の刑事事件判決審理には2つのクラスがある。

- 第一審
- 控訴審

(パーク) 地域軍事裁判所は証拠資料と法律に沿って第一審として判決を出す。

高等軍事裁判所は、第一審の（パーク）地域軍事裁判所が判決を出した刑事裁判について証拠情報と法律に沿って控訴審として判決を出す、この事件は事件当事者により控訴審請求を受けたあるいは軍事検察院によって反対の提言がなされたものである。

破棄審は最高人民裁判所で審理される。

30条 (新) 軍事裁判所の権利、責務ならびに業務活動

事件審理において軍事裁判所は以下の権限と責務を有する。

## 裁判所法

1. 将校ならびに兵卒、労働者ならびに国防要員の刑事事件犯罪に関係する事件。
2. 予備軍、自衛軍、自警団および刑事犯罪に関する事件ならびに、軍が直接管理している研修、訓練、戦闘準備、戦闘活動あるいはパトロールの期間中に個人が起こした事件。
3. 軍隊外部の個人の刑事犯罪に関係する事件で、国家の安全、軍事機密ならびに軍の利益、生命、財産、健康あるいは将校ならびに兵卒の名誉名声に損害を与える事件。  
軍事裁判の組織制度、権利、責務ならびに詳細な業務活動は軍事裁判所法の中で規定される。
7. 最高人民裁判所長官が国家主席に提案し検討してもらうために、最高人民裁判所の裁判官、人民裁判所の長官、副長官の任命、異動あるいは解職を研究する。
8. 裁判官総会の議題と形態の準備をする。
9. 事件について法律的な措置を進める等の裁判所の業務活動に関する評価総括と知識経験の伝達を行う。
10. 国民議会ならびに国民議会常務委員会に提言するために、裁判所の業務活動について最高人民裁判所長官の報告書草案を研究する。
11. 法律の中で規定されたように権利を執行し、責務を遂行する。  
裁判官会議は少なくとも3か月に一度開催されること。  
裁判官会議は裁判官会議メンバー全員の最低で三分の二の出席で開催が成立する。  
裁判官会議の議決はその会議出席者総数の過半数をもって有効とされる。

### 第3章 組織構成と人材

#### 31条 組織構成

業務遂行ならびに自身の業務活動を保証するために、人民裁判所は以下の部門を持つ。

最高人民裁判所には、裁判官会議、複数の裁判部と運営部門がある。

(パーク) 地域高等人民裁判所は長官委員会、複数の裁判部ならびに運営部門がある。

県・都人民裁判所は長官委員会、複数の裁判部ならびに運営部門がある。

ケート人民裁判所には、複数の裁判部ならびに運営部門がある。

少年裁判所の組織構成と人材は別の法令の中で規定される。

#### 32条 (改正) 裁判官会議

裁判官会議は、最高人民裁判所の指導委員会である、これは長官、複数の副長官、複数の裁判部長ならびに最高人民裁判所の一部の裁判官によって構成されその決定は、最高人民裁判所長官の提言に沿って、国民議会が検討し、任命、異動、あるいは解職が承認されることによる。

裁判官会議の総メンバーは15人を超えてはならない。

裁判官会議は以下の権限と責務を有する。

1. 人民裁判所の法律草案ならびに他の法令草案の研究をする。
2. 法律実施と人民裁判所が行う事件の法的処置を正しくそして全国的に統一させることに関しての最高人民裁判所の通達の草案を研究する。
3. 最高人民裁判所の判例についての通達草案を研究する。
4. 最高人民裁判所長官が処分を出すように提言するために、地方人民裁判所と軍事裁判所の死刑判決を研究する。
5. 最高人民検察院の再審の提案を研究する。
6. 最高人民裁判所長官が国家主席に提案し検討してもらうために、最高人民裁判所副長官の任命あるいは解職を研究する。

#### 33条 (改正) 地方人民裁判所の長官委員会

地方人民裁判所の長官委員会とは、前述した人民裁判所の指導委員会である、長官、複数の副長官、複数の裁判部長ならびに一部の裁判官で構成されている。

地方人民裁判所の長官委員会は、関係する人民裁判所長官の提言に沿って人民裁判所長官により任命ならびに解職される。

地方人民裁判所の長官委員会は、以下の権利と責務を有する。

1. 自身の管轄の、死刑事件ならびにその他の事件などの重要な問題を研究する。
2. 裁判で事件手続を進める等の裁判所の業務活動に関して評価総括し知識や経験を伝達する。
3. 裁判官総会ならびに最高人民裁判所に提言する書類を研究する。
4. 法律の中で規定されたように権利を行使し責務を遂行する。

#### 34条 (改正) 人民裁判所の裁判部

最高人民裁判所の裁判部、(パーク) 地域高等人民裁判所の裁判部ならびに県人民裁判所の裁判部、首都人民裁判所の裁判部は、刑事部、民事部、商事部、家事部、少年部、労働部、行政部ならびにその他の裁判部によって構成される。

ケート人民裁判所の裁判部は、刑事部、民事部、家事部、労働部ならびに他の裁判部によって構成される。

人民裁判所のそれぞれの裁判部は、裁判部の部長、裁判部副部長、裁判官、裁判官補、書記官ならびに専門職員によって構成される。

最高人民裁判所の裁判部は、本裁判所法の21条1, 2, 5項ならびに14項の中で規定されたように権利と責務を有する。

(パーク) 地域高等人民裁判所の裁判部は、本裁判所法の23条1, 2, 3項ならびに10項の中で規定されたように権利と責務を有する。

県人民裁判所の裁判部、首都人民裁判所の裁判部は、本裁判所法の25条1, 2, 3, 4項ならびに11項の中で規定されたように権限と責務を有する。

ケート人民裁判所の裁判部は、本裁判所法の 27 条 1, 2 項ならびに 8 項の中で規定されたように権利と責務を有する。

### 35 条 (改正) 管理部門

自身の業務責務の実施を保証するために、各クラスの人民裁判所は以下の管理部門を有する。

最高人民裁判所は官房、局、研修研究所を持つ。

(パーク)地域高等人民裁判所は事務局、課、セクションを持つ。

県・都人民裁判所ならびに少年裁判所は事務局、セクションを持つ。

ケート裁判所は事務室ならびにユニットを持つ。

必要な場合、定期的に必要な業務要求に沿って、これ以外の局ならびに運営部門を設置することも可能である。

組織構成、職員総数ならびに運営部門の業務活動は各人民裁判所の内部規定に規定する。

### 36 条 人民裁判所の職員構成

各級の人民裁判所は、長官(所長)、複数の副長官(副所長)、裁判官、裁判官補、裁判所書記官、技術職員ならびに運営職員により構成されている。

### 37 条 (改正) 選挙、任命、異動あるいは解職

最高人民裁判所長官は国家主席の提言に沿って国民議会により選挙されあるいは解職される、そして国民議会の任期と同じ長さの任期を持つ。

最高人民裁判所副長官は最高人民裁判所長官の提言に沿って国家主席により任命されあるいは解職される。

最高人民裁判所の裁判官、裁判部長、官房長、局長、最高人民裁判所研修研究所長は、最高人民裁判所長官の提言に沿って、国民議会常務委員会によって任命されあるいは解職される。

その人民裁判所が所在するところの県人民議会が審査承認した後に、(パーク)地域高等人民裁判所長官、県人民裁判所長官、首都人民裁判所長官、ケート人民裁判所長官は、最高人民裁判所長官の提言に沿って国民議会常務委員会によって任命、異動あるいは解職される。

その人民裁判所が所在するところの県人民議会常務委員会が審査承認した後に、(パーク)地域高等人民裁判所副長官、県人民裁判所副長官、首都人民裁判所副長官、ケート人民裁判所副所長は、最高人民裁判所長官の提言に沿って国民議会常務委員会によって任命、異動あるいは解職される。

### 38 条 (改正) 最高人民裁判所長官の権限と責務

最高人民裁判所長官は以下の権限と責務を有する。

1. 最高人民裁判所のすべての合議体における裁判長の席に座る権限。
2. 最高人民裁判所業務、裁判官会議業務、裁判官総会業務の指導引率をする、そして裁判官会議と裁判官総会の会議招集を行う。

3. 国民議会が閉会している時、国民議会あるいは国民議会常務委員会に対して人民裁判所と軍事裁判所の組織状況と業務活動を報告する。
4. 国家主席に最高人民裁判所副長官の任命あるいは解職の提言をする。
5. 国民議会に対して裁判官会議メンバーの任命、異動あるいは解職について検討承認を提言する。
6. 各級の人民裁判所の裁判官総数を規定する、国民議会常務委員会が検討するように、最高人民裁判所の裁判官、人民裁判所の長官、副長官ならびに裁判官の任命、異動あるいは解職を提言する。
7. ケート裁判所の責任範囲ならびに所在地に対して決定する。
8. 全国で正しくそして統一されるように、人民裁判所の責任のなかで、通達、法律ならびに事件手続の説明書を出す。
9. 裁判所の確定した死刑判決に関して処分を出す。
10. 全国において裁判所の管轄に関する処分を出す。
11. 研究業務を指揮する、そして法律草案、その他の法令を提言する、そして国民議会常務委員会に法律解釈を提言する。
12. 人民裁判所の裁判部副部長、副官房長、副局長、副研究研修所長、課長、副課長、セクション長、副セクション長、ユニット長、副ユニット長、裁判官補、裁判所書記官の任命、異動あるいは解職を行う。
13. 国民議会常務委員会に申請して許可の検討をしてもらうために、最高人民裁判所と地方人民裁判所の運営部門を規定する。
14. 法律の中で規定されているように権限を行使し、責務を遂行する。

### 39 条 (改正) 最高人民裁判所副長官

最高人民裁判所のすべての裁判合議体の中で、最高人民裁判所副長官は裁判長として着席する権利を有する。

業務責務実施において最高人民裁判所副長官は、最高人民裁判所長官を補佐する責務を有する、そして最高人民裁判所長官の委任に沿って特別な何らかの業務に対する責任を持つ。

最高人民裁判所副長官の一人は、職位として高等軍事裁判所の長官になる。

最高人民裁判所副長官が不在の場合、委任を受けた別の最高人民裁判所副長官がその代理を務める。

### 40 条 (改正) 地方人民裁判所所長の権限と責務

地方人民裁判所所長は以下の権限と責務を有する。

1. 自身の審級における人民裁判所でのすべての裁判合議体の中で裁判長席に座る。
2. 自身の審級における人民裁判所の組織と活動を指揮引率する。
3. 運営業務と専門に関して研修教育を受けレベルアップする。
4. 自身の審級の人民裁判所の組織状況と活動について、裁判官総会、最高人民裁判所ならびに自分の直接上位の人民裁判所に報告する。
5. 法律の中で規定されているように権限を行使し、責務を遂行する。

## 裁判所法

### 41条 (改正) 地方人民裁判所副所長

地方人民裁判所副所長は、自身の審級の人民裁判所でのすべての裁判合議体の中で裁判長席に座る権利を有する。

地方人民裁判所副所長は、業務責務実施において自身の審級の人民裁判所所長を輔弼する役割がある、そして自身の審級の人民裁判所所長の委任に沿って特定のある業務に対して責任を持つ。

地方人民裁判所所長が多忙で欠席となった場合は、委任を受けた地方人民裁判所副所長が代理を務める。

### 42条 (改正) 裁判官の権限と責務

裁判官は以下の権限と責務を有する。

1. 忠誠、正直ならびに厳格に法律を施行する。
2. 政府、公共、権限ならびに国民の正当な利益を保護する。
3. 委任された事件ファイルを研究する。
4. 原告、被告ならびに事件手続に参加している者の供述を取る。
5. 事件についての情報証拠を収集する。
6. 事件当事者に対して調停を行う。
7. 事件裁判の合議体として列席する。
8. 裁判官業務に関する研修教育を受けレベルアップする。
9. 法律の中で規定されているように権限を行使し、責務を遂行する。

### 43条 裁判官補の権限と責務

裁判官補は以下の権限と責務を持つ。

1. 事件書類を研究するにおいて裁判官を輔佐する。
2. 事件手続に参加している者の供述を取る。
3. 裁判当事者の調停に参加する。
4. 研究責任のある事件を裁判官に対して総括報告する。
5. 裁判所の第一審判決、上級審判決の作成において裁判官を輔佐する。
6. 裁判官業務に関する研修教育を受けレベルアップする。
7. 法律の中で規定されているように権限を行使し責務を遂行する。

裁判官補の基準は関係する法律の中で規定する。

### 44条 (改正) 裁判所書記官の権利と責務

裁判所書記官は専門職員で、条件、基準を満たしたもので、最高人民裁判所長官により任命される。

裁判所書記官は以下の権利と責務を有する。

1. 訴状、答弁書、反訴状、控訴請求、破棄請求、事件ファイル作成、訴訟、事件台帳の作成、事件ファイルの中の書類の分類を、受領し検査する。
2. 裁判官の勧告に従っての召喚状、招聘状の発行をする。
3. 書類番号3の犯罪証明書発行の研究をする。
4. 供述を取る際、ならびに調停に際して参加し記録をとる。
5. 法廷において、準備、法廷規則の読上げ、ならびに法廷記録の記述をおこなう。

6. 事件の原因結果を説明、解説し、裁判の判決に関して当事者に理解させ、同時に控訴請求あるいは破棄請求についての権利を通知する。
7. 規定、法律に従って、第一審判決または上級審判決ならびに他の書類に承認署名をする。
8. 台帳を作成し、証拠物を整理保管し、ならびに法律に沿って手数料の管理をする、事件統計のまとめを行う、検査するために第一審判決あるいは上級審判決を人民裁判所の上層部および関係する人民検察院に送付する。
9. 教育研修を受ける、裁判所書記官に関するステップアップを受ける。
10. 法律の中で規定されているように権限を行使し責務を遂行する。

関係する法律の中で裁判所書記官の基準を規定する。

### 45条 (新) 技術職員

技術職員とは法律の職業訓練を受け人民裁判所のいずれかの裁判部で勤務している者である。

技術職員は以下の権限と責務を有する。

1. 事件手続を進めるにおいて裁判所書記官の仕事を輔佐する。
2. 事件手続を進めることに参加し、そして供述を記録する。
3. 法廷において裁判所書記官の仕事を輔佐する。
4. 情報証拠の収集、調停に参加しならびに様々な記録簿を付ける。
5. 責務あるいは委任に沿って、供述記録、他の書類に署名する。
6. 専門、学術系において知識経験を向上させる教育研修を受ける。
7. 法律中の規定に沿って、ならびに委任に沿って、権限を行使し責務を遂行する。

### 46条 (新) 運営職員

運営職員とは、各運営部門の中で専門に沿って裁判所の運営に関して仕事をする職員のことである。

運営職員の権利と責務は公務員法に沿って実施される。

## 第IV編

### 裁判官

#### 第1章

#### 基準、級、等ならびに裁判官の保護

### 47条 裁判官

裁判官とは、裁判官はその基準を有し、国民議会常務委員会から裁判判決審理を行う権利を与えられている。

法律に沿って任命された裁判官のみが、裁判合議体として参加することが出来る。



48条 (改正) 裁判官の基準

人民裁判所の裁判官は以下の一般的な基準を有すること。

1. 出生によりラオス国籍を有し年齢25歳以上であること。
2. 政治資質が強固である。
3. 道徳があり正しい革命活動、正しい倫理、自分の業務実施に対して純粋で正直である。
4. 高等ディプロマ以上の法律学の学歴を有する、裁判官としてのカリキュラムに沿った研修を受けたことがある。
5. 健康である。

各級の人民裁判所内に配属される裁判官の詳細な基準は関係する法律の中で規定される。

49条 (新) 最高人民裁判所裁判官の基準

最高人民裁判所裁判官には一般基準以外に、以下の特別な基準を有すること。

1. 政治資質が強固、道徳があり正しい革命活動、倫理、確固たる正しい倫理。
2. 年齢40歳以上。
3. 何れかの人民裁判所で指揮管理クラスの職位に就いたことがある。
4. 懲戒処分ならびに刑事罰を受けたことがない。
5. 健康である。

50条 裁判官の号、級

裁判官は自身の号と級を有する、これは関係する法律の中で規定する。

51条 裁判官の保護

国民議会常務委員会の賛成を得て初めて、裁判官は逮捕あるいは事件手続を受ける。

今後の事件手続に関して意見を聞くため、現行犯および緊急での裁判官逮捕の場合は早急に国民議会常務委員会に報告しなければならない。

これ以外に、(パーク) 地域高等人民裁判所、県・都人民裁判所、少年裁判所、ケート人民裁判所の裁判官逮捕は、最高人民裁判所長官にも報告して知らせておかなければならない。

軍事裁判所の裁判官の逮捕は最高人民裁判所長官ならびに国防省大臣にも報告し知らせておかなければならない。

**第2章  
裁判官総会**

52条 裁判官総会の位置づけと役割

裁判官総会は、第一審判決機構と上級審判決機構の最高組織である。法律施行において全国で全人民裁判所を正しく統一的に指揮する役割がある。

裁判官総会は、最高人民裁判所長官を議長として、最高人民裁判所副長官全員ならびに最高人民裁判所の裁判官全員、(パーク) 地

域高等人民裁判所の所長、副所長、(パーク) 地域高等人民裁判所の裁判部部長、県人民裁判所所長、県人民裁判所副所長、首都人民裁判所所長、首都人民裁判所副所長、少年裁判所所長、少年裁判所副所長、ケート人民裁判所所長、高等軍事裁判所所長、(パーク) 地域軍事裁判所所長より構成されている。これ以外に関係する他のセクターの指導部が招待される。招待を受けこれに参加する個人は意見陳述の権利はあるが採決投票する権利がない。

53条 裁判官総会の権利と責務

裁判官総会は以下の権利と責務を有する。

1. 裁判所の業務実施と今後の業務指針に関して、裁判官会議、最高人民裁判所、(パーク) 地域高等人民裁判所長官、県人民裁判所長官、首都人民裁判所長官、少年裁判所長官、ケート人民裁判所長官の報告を聞く。
2. 裁判統計、業務実施ならびに裁判所の法律施行を評価総括する。
3. 解決に関して管轄の裁判所に勧めるために、各級の人民裁判所ならびに軍裁判所の誤謬事項がある決定を再検査する。
4. 人民裁判所組織改善指針を規定する。
5. 裁判所組織ならびに裁判所の法律施行に関する決議を出す。
6. 裁判所の業務に関係するその他の重要な問題を検討する。

54条 裁判官総会の招集

最高人民裁判所長官の招集によって最低で2年に一度、裁判官総会が開催される。

全メンバーの最低三分の二の参加をもって裁判官総会は開催される。

裁判官総会の決議は参加メンバーの過半数の投票をもって有効とされる。

**第V編  
業務方法の体制**

55条 業務体制

各級の人民裁判所は、最高人民裁判所が地方人民裁判所の組織ならびに運営面を管理することにより、人民裁判所制度を構成する、最高人民裁判所は責務実施活動を指導し、地方人民裁判所ならびに軍事裁判所の専門面について検査する。

事件の第一審判決と上級審判決を正しく正義あるように保証するために、人民裁判所の仕事は合議体で審議する原則と、法律を厳守し、裁判官の独立を尊重することを基本として実施されなければならない。

事件の第一審判決と上級審判決について、上級の人民裁判所は下級の人民裁判所を検査する。

56条 (改正) 業務方法

人民裁判所は、仕事を分け、各裁判部、運営部門ならびに個人に責任を分担することによって、合議体、チームとして業務責務を実

## 裁判所法

施する、計画を立てて業務にあたり、検査を実施し、総括を行い、成果評価して、知識経験の伝達を行い、報告し、自身の上層部に指導とアドバイスを求めて、そして他のセクションと関係する地方行政組織と共同実施をする。

57 条 人民裁判所の事件手続において人民検察院の参加と追跡調査

人民検察院は、規定に沿ってならびに法律が規定した範囲の中で、法廷での事件手続と、人民裁判所の法律実施の追跡調査に参加する。

58 条 人民裁判所の事件手続を進めることに際しての建国戦線、大衆組織機構ならびに社会組織機構の参加

関係する事件についての説明、情報提供、解説ならびに理由を述べることによって、事件当事者の正当な権利と利益、あるいは自身の管理下にある個人を保護するため、事件に関係する建国戦線、大衆組織機構ならびに社会組織機構の代表者は、人民裁判所の提言に沿って、事件手続に参加する。

### 第 VI 編 禁止事項

59 条 人民裁判所職員の禁止事項

人民裁判所職員が以下の行為をすることを禁止する。

1. 個人、家族あるいは親戚の利益を得るために地位、責務、権限を乱用する。
2. 強制、恐喝、権利の乱用、範囲を超えての責務の実施あるいは事件の法的措置実施における規定違反。
3. 依怙臆員あるいはどっちつかずの態度をとり事件の判決を誤らせる。
4. 事件の法的処置を進めることから利益を得るために事件の書類を取り押さえる、わざと時間をかけて書類を出さない。
5. 何らかの利益との交換のために事件の判決を出す前に秘密を漏らす。
6. 事件当事者に賄賂を督促、要求、受け取る。
7. 事件から利益を得るために、法律面の顧問となる、事件当事者と付き合う。
8. 事件の書類の中にある書類、証拠を見せない、隠す。
9. 倫理違反、法律違反となるその他の行為。

60 条 事件手続参加者に対する禁止事項

個人ならびに他の組織が以下の行為をすることを禁止する。

1. 人民裁判所職員ならびに事件の法的処置進に参加する者を妨害する、混乱させる、恐喝する
2. 真実ではない証拠情報を報告、提供する、事件の中で証拠となる書類、物品を隠し、破壊する。
3. 供述のため裁判所に出頭することからの逃避。
4. 事件手続に介入、指導する。

5. 事件の法的処置をする職員に賄賂を渡す。
6. 人民裁判所職員を侮辱、罵詈、陰口、誹謗中傷する。
7. その他の法律違反になる行為。

61 条 個人ならびに組織にとっての禁止事項

個人ならびに他の組織が以下の行為をすることを禁止する。

1. 第一審判決ならびに上級審判決に介入、干渉ならびに妨害する。
2. 人民裁判所職員を恐喝、傷害を負わせる
3. 事件の判決を不当なものに導くような行為。
4. 人民裁判所職員を侮辱、罵詈、陰口、誹謗中傷する。
5. 事件に関する情報、証拠を見せない、隠匿あるいは破壊する、ならびに犯罪者の隠匿。
6. 国民議会常務委員会の決議なく、最高人民裁判所裁判官を異動させる、地方裁判所ならびに軍事裁判所の長官、副長官ならびに裁判官を異動させる。
7. 法律違反になるその他の行為。

### 第 VII 編

#### 設立日、予算、マーク、徽章、制服 裁判官証ならびに印章

62 条 人民裁判所の設立日

人民裁判所の設立日は 1982 年 8 月 15 日である。

63 条 (改正) 人民裁判所の予算

各級の人民裁判所の予算は縦組織が管轄する、最高人民裁判所が予算計画を総括し、法律に沿って申請許可する。

軍事裁判所の予算は国防省に依る。

裁判官、裁判官補、ならびに裁判所書記官の特別な給料等級指標がある、これは関係する法律の中で規定する。

国民議会 議長

## 裁判所法

### 64 条 マーク、制服、徽章、裁判官証

人民裁判所職員のマーク、制服、徽章は最高人民裁判所長官の申請に沿って国民議会常務委員会が合意する。

裁判官証は、最高人民裁判所長官によって発行される。

### 65 条 (改正) 人民裁判所の印章

人民裁判所各クラスの長官ならびに裁判所委員長官の印章は以下のように規定されている。

裁判所長官の印章は円形で、円形の中央部に国家のマークがある。円形内の縁の上部は自身のクラスの人民裁判所の名称が記載され、下部は長官と記載され、上部と下部は五角星で区切られる。

裁判所委員会の印章は円形で、円形の中央部に国家のマークがある。円形内の縁の上部は自身のクラスの人民裁判所の名称が記載され、下部は裁判所委員会名が記載され、上部と下部は五角星で区切られる。

裁判所書記官の印章は円形で、円形の中央部に裁判所書記官と記載されている。円形内の縁の上部は自身のクラスの人民裁判所の名称が記載され、下部は裁判所委員会名が記載され上部と下部は五角星で区切られる。

人民裁判所の運営部門は業務活動において使用する印を有する。

この最高人民裁判所法はラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令公布宣言を出し、そして政府公式時事報告書に記載されて15日をもって発効する。

この裁判所法は2009年11月26日付書類番号09/ソーポーソー(国会の略語)、人民裁判所法にとって代わるものである。

この法律に抵触する制限項目、規定条項はすべて破棄される。

国民議会議長

ラオス人民民主共和国

国民議会議長のスタンプ(赤字)

署名 バアニー ヤアートオットゥー

## 第VIII編

### 功績者に対する特別褒賞ならびに違反者に対する措置

### 66 条 功績者に対するインセンティブ

この裁判所法を厳格に施行し、第一審判決、上級審判決を正当に正義をもって行い、懸命に人民裁判所制度を効率的に、透明にそして近代的に発展させた人民裁判所職員は、規定に沿って賞賛、賛辞ならびに他の褒賞を受ける。

事件手続を進めるに際してこれに参加した者、個人ならびに他の組織で、これに対して誠実に協力し人民裁判所制度を発展させた者は規定に沿って褒賞を受ける。

### 67 条 (改正) 違反者に対する措置

人民裁判所職員、事件手続を進めるに際してこれに参加した者、個人ならびに他の組織で、この裁判官法に違反した者ならびに政府、社会の利益、名誉、名声、あるいは市民の正当な権利と利益に対して損害を与えた者は、法律に沿って自分が起こした損害賠償を支払うと同時に、その各ケースの軽重に沿って、研修教育、懲戒処分、罰金あるいは刑事事件処罰などの措置の実施を受ける。

## 第IX編

### 最終規定

### 68 条 施行組織

この裁判所法の施行機関はラオス人民民主共和国政府ならびに最高人民裁判所である。

### 69 条 (改正) 発効